

野生イノシシのジビエ利用における点検表【捕獲者用】

1 捕獲及び施設搬入前の準備

- 県ホームページにより感染確認区域を把握している。
- 経口ワクチン散布地点及び散布スケジュールを把握している。
※散布後 19 日以内に散布地点の 2km 以内で捕獲した個体は処理施設に持ち込まない。
- 捕獲止め刺し時は防護服等及び手袋を必ず着用する。

2 捕獲

- 『CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲時に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）』及び『豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和 3 年 4 月（令和 5 年 4 月改訂）農林水産省農村振興局長消費・安全局長）』に従い、消毒、適正に処分（内臓等を摘出した場合）する。
- イノシシ専用の捕獲機器を使用し、使用後は 1 頭ごとに洗浄・消毒する。
- 捕獲時に個体の外見や挙動、体温に異常を認められないか確認し、異常が認められる場合は、施設に持ち込まない。
- 山中から運搬する際に、捕獲個体を厚手のビニール袋やブルーシート等で二重に包み、ビニールテープやガムテープで留める等の措置を行い、血液や体液、糞便等が漏れ出されないように包装する。
- 運搬前には包装の表面を十分に消毒し、ソリ等を使用して運搬する。
- 個体の汚れがひどい場合は、あらかじめ捕獲場所で飲用水を使って洗浄し、その場所を消石灰で消毒する。
- 山中で止め刺しする場合、止め刺しを行った場所の周囲を消毒する。

3 施設搬入

- 車両の荷台等に汚染防止のためのブルーシートなどを敷く。
- 運搬する前に再度、血液や体液、糞便等が漏出していないか確認する。
- 林道から舗装道に上がる際に、車両消毒を行う。
(泥汚れ等の除去、消毒剤散布、車両消毒地点の消毒)
- 個体搬入のため、車両を施設敷地内に入れる際には、施設内にある車両消毒場所で搬入車両を洗浄・消毒する。
(泥汚れ等の除去、消毒剤噴霧、車両消毒地点の消毒)
- 個体を車両から降ろし、施設に搬入する際には、地面や床面に個体が接触しないよう、ソリなどを使用して搬入する。
- 施設内に入る際には防護服等の着用と適宜の交換、長靴の洗浄・消毒などを特に徹底する。
- 野生イノシシを捕獲及び施設搬入した後、原則、養豚関連施設には立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る必要がある場合は 7 日間経過後とする。野生イノシシを扱った際に着用していた衣服で洗濯していないものや、未消毒の長靴等では決して立ち入らないこと（以下、本文で養豚関連施設への立入りの際も同様。）。)
- 豚熱の検査結果が出るまで他獣種を搬入しない。(他獣種とレーンを共有している施設の場合)